特別清算終結

平成２０年（ヒ）第１号

奈良県五條市住川町888番地の17
清算株式会社　株式会社三栄製材
代表清算人　東海　伸晃
1　決定年月日　平成22年３月25日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
奈良地方裁判所五條支部

包括的禁止命令

平成２１年（再）第４号

沖縄県浦添市西原４丁目36番17号
再生債務者　株式会社物琉
代表者代表取締役　池宮　英二
主文　本件再生手続廃止後、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。
平成22年３月25日
那覇地方裁判所民事第３部

監 督 命 令

平成２２年（再）第７号

大阪市西区阿波座１丁目15番23号
再生債務者　株式会社中島美雄商店
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　大阪市中央区高麗橋３丁目１番14号　高麗橋山本ビル５階　興和法律事務所　弁護士　阿多　博文
3　監督委員の同意を得なければ再生債務者がすることができない行為として、次のものを指定する。
⑴　再生計画認否の決定までにする場合における次の行為（常務に当たるものを除く。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立てを除く。）
イ　無償の債務負担行為又は権利の放棄
ウ　財産の譲受け
エ　借財、手形割引又は保証
オ　民事再生法49条１項の規定による契約の解除
カ　訴えの提起及び民事保全、調停、支払督促その他これらに準ずるものの申立て並びにこれらの取下げ
キ　和解及び仲裁合意
ク　取戻権、共益債権及び一般優先債権の承認
ケ　別除権の目的である財産の受戻し
⑵　再生計画認可の決定後にする場合における次の行為
ア　重要な財産の処分及び譲受け
イ　多額の借財
⑶　再生手続廃止又は再生計画不認可の決定後にする場合における次の行為（常務に当たるものも含む。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立ても含む。）
イ　⑴のイからケまでに掲げる行為
平成22年３月26日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（再）第８号

大阪市西区阿波座１丁目15番23号
再生債務者　株式会社中島
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　大阪市中央区高麗橋３丁目１番14号　高麗橋山本ビル５階　興和法律事務所　弁護士　阿多　博文
3　監督委員の同意を得なければ再生債務者がすることができない行為として、次のものを指定する。
⑴　再生計画認否の決定までにする場合における次の行為（常務に当たるものを除く。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立てを除く。）
イ　無償の債務負担行為又は権利の放棄
ウ　財産の譲受け
エ　借財、手形割引又は保証
オ　民事再生法49条１項の規定による契約の解除
カ　訴えの提起及び民事保全、調停、支払督促その他これらに準ずるものの申立て並びにこれらの取下げ
キ　和解及び仲裁合意
ク　取戻権、共益債権及び一般優先債権の承認
ケ　別除権の目的である財産の受戻し
⑵　再生計画認可の決定後にする場合における次の行為
ア　重要な財産の処分及び譲受け
イ　多額の借財
⑶　再生手続廃止又は再生計画不認可の決定後にする場合における次の行為（常務に当たるものも含む。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立ても含む。）
イ　⑴のイからケまでに掲げる行為
平成22年３月26日
大阪地方裁判所第６民事部

監督命令取消

平成２１年（再）第３号

茨城県東茨城郡城里町下古内776番地
再生債務者　株式会社サザンヤードカントリークラブ
主文　平成21年７月27日にした監督命令を取り消す。
平成22年３月26日　　水戸地方裁判所民事部

再生手続開始

平成２２年（再）第５号

大阪府大阪市浪速区稲荷１丁目９番28号
再生債務者　富士興産株式会社
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年４月26日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成22年５月26日から平成22年６月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

再生手続による債権者集会招集

平成２１年（再）第７号

北九州市八幡東区白川町２番23号
再生債務者　株式会社平塚明太子専門店
1　期日　平成22年４月20日午後１時30分
2　会議の目的　再生計画案の審理及び決議
平成22年３月25日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（再）第９号

北九州市八幡東区白川町２番23号
再生債務者　平塚雄太郎
1　期日　平成22年４月20日午後１時30分
2　会議の目的　再生計画案の審理及び決議
平成22年３月25日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

事業譲渡に関する株主総会の決議による承認に代わる許可

平成２２年（再）第１２号

神奈川県横浜市中区長者町７丁目113番地
再生債務者　株式会社三河屋本店
決定の要旨　平成22年３月17日付け事業譲渡許可申請書にかかる事業譲渡について会社法467条１項２号に規定する株主総会の決議による承認に代わる許可をする。
平成22年３月24日
東京地方裁判所民事第20部

決議に付する決定

平成２１年（再）第１８号

札幌市東区北36条東26丁目２番１号
再生債務者　株式会社タカオテック
1　決議に付する再生計画案　平成21年12月22日付け再生債務者提出の再生計画案
2　議決権行使の方法　書面投票
3　再生計画案に対する回答期間　平成22年４月23日まで
平成22年３月25日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（再）第５１号

大阪府三島郡島本町江川２丁目13番１号
再生債務者　株式会社新大阪スポーツ
1　決議に付する計画案　平成22年３月23日付け再生債務者提出の再生計画案
2　書面投票期間　平成22年４月21日まで
3　議決権不統一行使の通知期限　平成22年４月９日
平成22年３月24日
大阪地方裁判所第６民事部